

福島県避難解除等区域買い物環境確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、避難解除等区域において、帰還した住民の生活安定に必要な不可欠な地域の商業機能の存続を図るとともにコミュニティの再生を図るため、商品やサービス等の買い支えの仕組みづくりを行う商工団体等に対し、福島県補助金の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「避難解除等区域」とは、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項若しくは第5項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。)が知事又は県内の市町村長に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域から帰還困難区域に設定された区域を除いた地域をいう。

- 一 原子力災害対策特別措置法第27条の6第1項又は同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示
- 二 計画的避難区域の設定を行うことの指示
- 三 緊急時避難準備区域の設定を行うことの指示

2 この要綱において「商工団体等」とは、商店街組織(法人格の有無は問わない。)、商工会、商工会議所、まちづくり会社及びまちづくり団体並びにそれらの連合体をいう。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる補助事業者、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする商工団体等(以下「申請者」という。)が交付申請を行った年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書及び第2項の添付書類は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をする場合
- 二 別表に掲げる補助対象経費相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費を変更する場合
- 三 その他事業計画の細部を変更する場合

3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号に次の掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - 一 概算払を必要とする理由書
 - 二 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外

の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の請求があったときは、様式第6号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8号による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

- 第17条 知事は、第9条による承認をしたときは、第6条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

- 第18条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控

除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	内 容						
補助事業者	商店街組織（法人格の有無は問わない。）、商工会、商工会議所、まちづくり会社及びまちづくり団体並びにそれらの連合体						
補助対象経費	<p>事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものとして、以下に掲げるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td>謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、販売促進費、広告宣伝費、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費 ② 補助事業者の経常的な管理運営費 ③ 補助事業者の経常的な人件費 ④ 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費 ⑤ 土地・建物・備品の取得経費 ⑥ 敷金等の後日返金される経費 	経費区分	内 容	委託料		諸経費	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、販売促進費、広告宣伝費、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費
経費区分	内 容						
委託料							
諸経費	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、販売促進費、広告宣伝費、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費						
補助率	補助対象経費の1／2以内（千円未満切り捨て）						
補助金の限度額	5,000千円						